

# 第2回笠松町議会定例会議決結果

(5月25日開会 6月10日閉会)

## 第24号議案 専決処分の承認について

○笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額39万円を恒久化する規定整備。

○笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げを行う規定整備。

- ・医療給付費分 50万円 → 51万円
- ・後期高齢者支援金分 13万円 → 14万円
- ・介護納付金分 10万円 → 12万円

○平成23年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)

補正額 418,000円

補正後歳入歳出予算額 6,348,715,000円

東日本大震災による被災地への職員派遣に伴う費用の増額補正。

○笠松町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災により生じた住宅や家財等に係る損失について、平成23年度個人住民税において雑損控除の適用を可能とする規定整備。

第25号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

任期満了となる宮崎貴氏(米野)を引き続き委員に選任。

第26号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について

任期満了となる岩井弘榮氏(米野)、黒田修氏(田代)を引き続き委員に選任。

第27号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

所得の減少や医療費の増加などにより保険税収納必要額が不足する見込みのため、医療給付費分については、前年度繰越金の一部を財源に充当および保険税の負担増に対する激変緩和措置として一般会計から繰り入れを行い、必要最低限税率引き上げを行う規定整備。

<医療給付費分>

- ・所得割額 100分の4.95 → 100分の6.0
- ・均等割額 20,700円 → 22,000円
- ・平等割額 30,000円 → 32,000円

また、後期高齢者支援金分・介護納付金分については、社会保険診療報酬支払基金に対する納付額の増加や所得の減少により、保険税収納必要額が不足する見込みのため、税率引き上げを行う規定整備。

<後期高齢者支援金分>

- ・所得割額 100分の1.8 → 100分の1.97
- ・均等割額 9,000円 → 10,400円

<介護納付金分>

- ・所得割額 100分の1.35 → 100分の2.13
- ・均等割額 12,300円 → 15,400円

第28号議案 平成23年度笠松町一般会計補正予算について

補正額 76,130,000円

補正後歳入歳出予算額 6,424,845,000円

職員異動などに伴う人件費の減額(△39,758,000円)のほか、「妊婦・乳児連れ駐車場表示マーク」を庁舎北側駐車場、笠松みなと公園駐車場および笠松町運動公園内駐車場に設置する工事請負費の増額、国民健康保険税の不足に充てるため、国民健康保険特別会計に対する繰出金の増額、親子プレイルームに子ども用書籍を充実するため備品購入費の増額、国の総合的ながん対策推進事業を受け、がん検診推進事業に係る委託料などの増額、篤志者からの寄附を活用した笠松中学校ブラスバンド部備品購入費の増額、町民運動場の外構フェンスの改修に要する工事請負費の増額などの補正。

第29号議案 平成23年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について

補正額 415,000円

補正後歳入歳出予算額 2,397,860,000円

職員異動などに伴う人件費の増額のほか、国民健康保険税の減額、一般会計繰入金との増額および前年度繰越金の増額などの補正。

第30号議案 平成23年度笠松町介護保険特別会計補正予算について

補正額 △545,000円

補正後歳入歳出予算額 1,454,560,000円

職員異動などに伴う人件費の減額のほか、自動車損害賠償責任保険料の増額、保険料に係る還付金の増額などの補正。

第31号議案 平成23年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について

補正額 12,424,000円

補正後歳入歳出予算額 930,765,000円

職員異動などに伴う人件費の増額補正。

第32号議案 平成23年度笠松町一般会計補正予算について

補正額 1,733,000円

補正後歳入歳出予算額 6,426,578,000円

笠松保育園園舎の耐震補強工事に向けた「耐震補強計画」策定に対する助成を行うため負担金補助及び交付金の増額補正。

〔提出議案はすべて可決〕

【報告】

平成22年度繰越明許費繰越計算書

【提出】

平成22年度笠松町土地開発公社決算

平成22年度財団法人笠松町地域振興公社決算